

（生活福祉資金）新型コロナウイルス特例貸付の申請受付が 令和2年12月末まで延長になりました。

新型コロナウイルスの影響を受け、収入減少や失業等により日常生活の維持が困難で緊急かつ一時的な生計維持のための費用を必要とする世帯を対象とした「生活福祉資金：新型コロナウイルス特例貸付（緊急小口資金／総合支援資金）」の申請受付が12月末まで延長になりました。

以下の点、ご注意ください。

- ①町社協窓口での受付は、12月28日（月）午後4時までとなります。
郵送での受付は、12月31日（木）消印有効です（ただし、通常の郵便局は12月30日（水）までの営業のためご注意ください）。
- ②近畿ろうきん、郵便局での申請書配布・申請受付は、9月末で終了しました。
- ③10月以降、申請書類が一部変更となっています。9月までの旧書式で申請される場合は、追加書類がありますのでご注意ください。
（申請書類（新書式）は、町社協にあります。）
- ④総合支援資金の特例貸付を申請される方は、貸付を受けている間に自立相談支援機関への相談も行なっていただくことになります。
- ⑤町社協窓口へ申請に来られる際は、事前にお電話ください。
（申請書類以外にも、ご準備いただく書類がいくつかございます。事前に担当までご確認ください。）

<問合せ先>

猪名川町社会福祉協議会（生活福祉資金担当）

☎：072-766-1200